



基安労発 1220 第1号
平成 23 年 12 月 20 日

社団法人日本建設業連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

除染等業務講習会の開催について（周知依頼）

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止対策として、新たな規則「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（仮称。以下「除染則」という。）を制定し、平成 24 年 1 月 1 日から施行することを予定しています。

除染則の施行が公布から短期間の後になされることになるため、放射性物質汚染対処特措法（環境省所管）に基づく除染特別地域又は汚染状況重点調査地域に指定された地域を管轄する岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉及び千葉の各労働局（以下「8 労働局」という。）では、事業者が除染則に基づく特別教育を行う際の支援を目的として、主に事業場で除染作業等の指揮を行う者を対象に講習会を別紙のとおり実施（年内に福島局は 3 回、他 7 局は 1 回）しているところです。

また、環境省においても、除染等の事業に関わる事業者、関係機関を対象に除染等業務講習会（8 労働局が実施する講習会と内容が同等であるもの）を 12 月 27 日に開催する予定であり、平成 23 年 12 月 19 日付け環水大土発第 111211001 号「除染等業務講習会の開催について（周知依頼）」をもって環境省水・大気環境局土壤環境課長から別添のとおり周知について依頼があったところです。

つきましては、環境省が実施する標記講習会の開催につきまして、貴団体会員に対し周知していただくとともに、今後、都道府県労働局から貴団体都道府県支部等に対し、都道府県労働局が実施する講習会について周知等の依頼があった場合には、特段の配意をいただきますよう、お願い申し上げます。

別紙

除染等業務に係る講習会（特別教育（学科））の開催日・場所

労働局	開催日	開催場所
岩手	12月21日	奥州市
宮城	12月22日	角田市
福島	12月19日	いわき市
	12月26日	福島市
	12月27日	郡山市
茨城	12月27日	水戸市
栃木	12月22日	宇都宮市
群馬	12月19日	前橋市
埼玉	12月27日	さいたま市
千葉	12月27日	柏市

環水大土発 111219001 号
平成23年12月19日

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長 殿

環境省水・大気環境局土壤環境課長 殿



除染等業務講習会の開催について（周知依頼）

環境省では、除染等の事業に関わる事業者・関係機関の方々に、作業を適切かつ安全に行うための規則や基本的な知識を得ていただき、各事業場において作業管理に必要な特別教育・指導を実施していただくため、下記のとおり、講習会を開催することといたしました。つきましては、本内容につきまして、貴省所管団体へ周知願います。

記

- 1 対象者 : 除染等の事業に関わる事業者、関係機関の方々
- 2 内容 :
 - ・電離放射線の生態に与える影響及び被ばく管理の方法
 - ・除染等の作業の方法
 - ・除染等の作業で使用する装置・機器の構造、取り扱い方法
 - ・関係法令
- 3 日時 : 平成23年12月27日(火) 10:00~17:00
(休憩時間 12:30~13:30)
- 4 会場 : 飯田橋ファースト会場ホールA (東京都文京区後楽2-6-1)
- 5 定員 : 480人
- 6 受講料 : 無料
- 7 申込方法 : 別紙参加申込書により、次の申込先までFAX又は電子メールによりお申し込み下さい。受講者は、1組織あたり1~2名。(多数の組織の方々に受講していただく必要がありますので、1組織で多数申し込まれた場合は、調整させていただく場合があります。)

除染等業務講習会

参加申込書

会場名及び日時	飯田橋ファースト 12月27日
組織名称	
氏 名	
所 属	
電 話	
FAX	
e-mail	

<申込先>

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6
財団法人日本環境衛生センター研修広報部 担当：村井、泉川
TEL : 044-288-4818 FAX : 044-288-4952
E-mail : josen3@jesc.or.jp

8 申込締切日：平成23年12月24日（土） 12:00

申込締切日以前でも、受講希望者が定員に達した場合は、その時点で締め切らせていただきます。その場合は、来年1月以降に開催する講習会を改めてご案内します。

9 当日持参するもの：講習会終了後、「受講証明書」の交付を予定していますので、受講申込書（当局で受講者番号を付して返送したもの）と自動車運転免許証等本人確認ができるものを持参して下さい。

<補足>

- ① 本講習は、福島県及び岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県の各県労働局で実施する除線作業安全担当者指導会の内容と同等のものとなります。
- ② 労働安全衛生法第59条第3項に基づく「特別教育」は、事業者が、除染等の業務に就かせる労働者に対して、定められた科目と時間で教育を実施しなければならないとされているものです。この講習会は、事業者が教育を行う際の支援を目的としており、教育の義務を履行するため、参加することが必須なわけではありません。

なお、特別教育には実技が含まれておりますので、義務を履行するためには、各事業者において、別途、実際に作業する機械等を用いて、1.5時間の教育を実施する必要があります。

以上